

【タイトル】 税務研究部会 6月研修会

【日時】 平成23年6月15日(水) PM3:00～PM4:45

【場所】 法人会館2階会議室

【演題】「東日本大震災に伴う 税務上の取り扱いについて」

【講師】 前田 審理担当上席調査官
(江東東税務署・法人課税第一部門)



【概要】 主な内容は以下の通り。

I. 被災された方へ

1. 交通手段や通信手段の遮断またはライフラインの遮断により、申告・納付等ができない方については、**期間延長が認められる。**
2. 災害に関する主な税務上の取り扱い

《 法人税及び所得税共通 》

- (1) 所有する商品、店舗、事務所等の資産が、災害により滅失・損壊した場合、その損失又は費用の額は**損金の額に算入**される。
- (2) 被災資産について支出する費用の額のうち、資本的支出か修繕費か明らかでないものがある場合、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしている時は、この処理が認められる。
- (3) 災害により被害を受けた従業員又はその親族に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金は、福利厚生費として損金算入される。
- (4) 災害見舞金に充てるために、合理的な基準に従って同業団体等に拠出する分担金は、損金算入される。

《 法人税関係 》

- (5) 被災前の取引関係の維持・回復を目的として支出した災害見舞金等は、交際費等に該当しないものとして**損金の額に算入**される。
- (6) 災害を受けた取引先の復旧支援を目的として売掛金等の免除等を行なった場合、その損失は寄附金又は交際費等以外の費用として**損金の額に算入**される。
- (7) 災害を受けた取引先の復旧支援を目的として低利又は無利息による融資を行なった場合における、通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額は、寄附金に該当しないものとされる。
- (8) 不特定又は多数の被災者を救済する為に行なう自社製品等の提供に要する費用は、広告宣伝費に準ずるものとして**損金の額に算入**される。

II. 寄附金・義援金

1. 法人が支出した義援金等が、「**国又は地方公共団体に対する寄附金**」又は「**指定寄附金**」に該当するものであれば、**全額が損金の額に算入**される。



東日本以外でも被災の可能性を否定できないので、集中して受講

2. 義援金を支出した法人が損金算入の適用を受ける為には、
- ① 確定申告書の別表 1 4 (2)「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、
 - ② 義援金を支出したことが確認できる書類を保存する必要がある。

Ⅲ. 震災特例法

1. 国税関係の特例措置

《法人税関係》

- (1) 棚卸資産等について生じた**震災による損失額**を、前2年以内に開始する事業年度の所得金額に**繰り戻して法人税の還付請求をする事ができる**。(平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度)

《消費税関係》

(2) 消費税課税事業者選択届出書等は事前に届け出るのが、今回の震災に鑑み、

- ① 指定日（国税庁長官が別に定める日）までに提出した場合には、本来の提出日までに提出されたものとみなして
- ② 被災日を含む課税期間以後の課税期間について、その適用を受けることができる。

2. 諸費用の法人税の取り扱い

- (3) 災害により被害を受けた棚卸資産及び固定資産の**修繕の為に**、災害のあった日から**1年以内に支出する費用の適正な見積もり額**を災害損失特別勘定として処理した場合は、**損金の額に算入**できる。